

令和4年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月6日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年9月13日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
3番	竹下英治	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

5. 不応招議員

2番 丸山幸弘

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町	長	渡邊	元喜	福祉課長	才所	潤一
副町	長	飯田	潤一郎	建設課長	樋口	信吾
教育	長	富山	拓二郎	建設課参事兼 国県道対策室長	園田	和広
企画	課長	丸山	英明	産業課長兼 農業委員会事務局長	井上	新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長		鹿田	健	教育委員会事務局 子ども課長	樋口	尚寿
会計管理者兼 税務会計課長		中島	久見	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾	勝昭
環境	課長	小松	朋雄	代表監査委員	井上	俊明
住民	課長	前田	武博			

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野	昌文	書記	氷室	夕紀
議会事務局係長	丸山	順子			

10. 議事日程

日程第1	認定第1号	令和3年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	認定第2号	令和3年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第3号	令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第4号	令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第5号	令和3年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第6号	令和3年度広川町水道事業会計決算の認定について
日程第7	認定第7号	令和3年度広川町下水道事業会計決算の認定について
日程第8	報告第6号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について
日程第9	報告第7号	損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
日程第10	同意第1号	広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について
日程第11	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第12	議案第44号	現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負契約の締結について

- 日程第13 議案第45号 広川球場ナイター照明改修工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第46号 広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第47号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 広川町町税条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第49号 広川町いじめ防止対策推進条例の一部改正について
- 日程第18 議案第50号 令和3年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について
- 日程第19 議案第51号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第52号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第53号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第54号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第55号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第56号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。本日は丸山幸弘議員より欠席の届けがあっております。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1～第7 認定第1号～認定第7号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1．認定第1号 令和3年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7．認定第7号 令和3年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまでは令和3年度各会計の決算の認定でありますので、これを一括議題にしたいと思ます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．認定第1号から日程第7．認定第7号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

認定第1号 令和3年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令

和3年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまで一括して御説明申し上げます。

令和3年度分の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づいて、7月13日から8月26日まで井上代表監査委員、野田監査委員に審査をお願いし、決算審査意見書の提出をいただいております。今回の議会において、その認定をお願いしようとするものです。

本日は決算審査の報告を賜るために両監査委員に御臨席をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和3年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書167ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計の歳入総額は9,640,685,125円、歳出総額は9,137,725,352円、差引額502,959,773円となっております。

このうち令和3年度に繰り越すべき財源が29,744千円でございますので、実質収支額は473,215,773円の黒字決算となっております。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2ただし書及び広川町財政調整基金条例第2条第1項の規定により財政調整基金へ48,000千円の積立てを行いましたので、令和3年度へ繰り越した純繰越金は425,215,773円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算書2ページ以降に歳入歳出それぞれの款項別集計表、事項別明細書を、168ページ以降に財産に関する調書を、171ページに基金運用状況調書をおつけしておりますので、御確認ください。

続きまして、認定第2号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書191ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が2,399,510,125円、歳出総額が2,351,231,589円で、歳入歳出差引きが48,278,536円となりました。実質収支額及び令和4年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、192ページに財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第3号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書200ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額289,372,108円、歳出総額280,710,968円で、歳入歳出差引きが8,661,140円となりました。実質収支額及び令和4年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第4号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書206ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額、歳出総額ともに1,767,339円となっており、歳入歳出差引き、実質収支額、令和4年度へ繰り越した額はございません。

207ページには財産に関する調書をおつけしております。

なお、広川町住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、3年度をもちまして廃止し、一般会計へ引き継ぎます。

次に、認定第5号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について御

説明申し上げます。

決算書214ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額48,054,620円、歳出総額44,543,988円で、歳入歳出差引額が3,510,632円となり、実質収支額、令和4年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、215ページには財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第6号 令和3年度広川町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

別冊になっております令和3年度広川町公営企業会計決算書の広川町水道事業会計決算書9ページを御覧ください。

まず、(1)収益的収入及び支出について説明いたします。

収入決算額は391,889,096円、支出総額は317,724,083円となっております。

当年度純利益につきましては、11ページの損益計算書に記載のとおり、69,891,175円で、前年度繰越利益剰余金430,701円を加えた70,321,876円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、10ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が14,417千円で、支出が114,662,409円となっております。

次に、認定第7号 令和3年度広川町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

広川町下水道事業会計決算書の8ページを御覧ください。

まず、(1)収益的収入及び支出について説明いたします。

収入決算額は373,678,942円、支出決算額は327,974,524円となっております。

当年度純利益につきましては、10ページの損益計算書に記載のとおり、35,668,714円で、前年度繰越利益剰余金18,148,908円を加えた53,817,622円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、9ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が258,423,141円で、支出が352,860,556円となっております。

以上、認定第1号から認定第7号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

ここで監査委員に出席いただいておりますので、決算審査の結果報告をお願いします。井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上俊明）

皆さんおはようございます。令和3年度広川町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、さきに審査に付されました令和3年度の各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書などについて、野田監査委員と共に関係職員の説明を求め、内容の検討を行い、慎重に審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成されており、計数は諸書類と符合し、正確であり、決算は適正であると認められました。

また、基金の運用状況につきましても、各基金の設置目的に従い、適正に運用され、計数も正確であると認めました。

審査の方法及び決算の状況などの詳細につきましては、お手元の審査意見に記述をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、総計決算の概要を申し上げます。

一般会計及び4件の特別会計の歳入総計決算額は12,379,389,317円、歳出総計決算額は11,815,979,236円で、差引額が563,410,081円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源29,744千円を差し引いた実質収支は533,666,081円の黒字となっております。一般会計は実質収支473,215,773円の黒字であります。

次に、特別会計の状況でございますが、4つの会計の実質収支は全て黒字であり、その総額は60,450,308円であります。

一般会計の歳入歳出決算の状況を見ますと、本年度の大きな特徴としましては、新型コロナウイルス感染症対応事業や庁舎建設工事費の減少などに伴いまして、前年度の決算に比べ歳入歳出とも大きく減少をしております。

歳入のうち、自主財源の根幹である町税については、法人町民税や町たばこ税の増収に伴い、前年度に比べ26,487千円の増収となっております。

歳入において大きく増加したものは、地方消費税などの交付金や地方交付税が大きく増加し、減少したものの主なものは、ふるさと納税に伴う寄付金、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う国庫支出金、新庁舎建設事業等に伴う町債などであり、全体で15.6%の減となっております。

歳出におきましても、新型コロナウイルス感染症対策においてワクチン接種委託料などが増額したものの、特別定額給付金、持続化緊急支援金の減少、また、庁舎建設工事費の減少などに伴い、前年度の決算に比べ18.4%と大きく減少をしております。

一般会計、特別会計とも予算については重点的に配賦され、その執行についても財源確保や経費節減の努力によりまして効率的な事業遂行がなされていると認められました。

なお、特別会計のうち、住宅新築資金等貸付特別会計については本年度で会計が廃止され、次年度から一般会計へ引き継ぐこととなっております。

次に、水道事業会計の決算につきましては、収益的収支においては69,891,175円の純利益が計上され、資本的収支は100,245,409円の不足額が生じ、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金により補填をされております。

また、下水道事業会計については、収益的収支において35,668,714円の純利益が計上され、資本的収支は94,437,415円の不足額が生じ、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び引継金により補填されています。

上下水道事業は町民生活の重要なライフラインに関する事業であります。今後も人口減少や老朽管対策などにより経営環境が厳しさを増してくることも予想されます。今後も引き続き事業運営の長期的視点に立ち、適切な投資や経費削減に取り組み、安全な水の供給や環境対策に努められ、町民の信頼に応えられるよう望みます。

次に、財政健全化法に基づく財政健全化の審査結果であります。

財政健全化法に基づく判断比率や普通会計の財務指標を見ますと、本年度の実質収支比率は9.6ポイントで大きな黒字決算が計上され、財政力指数は0.62となっております。また、

経常収支比率は86.0%で、8.7ポイントと大きく改善をしております。これは各種交付金や地方交付税等の一般財源が増えたことに伴うものでありますが、これらの収入の増加につきましては経常的なものとは考えにくいということに留意する必要があるかと思えます。

また、実質公債費比率においては0.3ポイントの増、将来負担比率は7.5ポイントの減となっており、今後の起債償還や普通建設事業の増嵩に伴い、比率の上昇も予想されます。これらの指標については、国が示している健全化基準に比べればかなり低く、健全な数値であります。今後も公共施設の整備、経済産業力の強化対策、子育て環境の向上や防災対策など、様々な課題に対応していく必要があります。限りある財源を有効活用するためには徹底した経費削減に取り組む必要がありますが、一方的な財政縮減の考えに偏らず、必要な事業には積極的に取り組むことも必要であります。これまで以上に徹底した優先順位の選択を行い、計画的で適切な財政運営に努めていただきたいと思います。

最後に、現在の行政を取り巻く課題や新庁舎関連について少し発言をさせていただきたいと思えます。

まず、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、給付金の支給やワクチン接種など、これまで様々な対策が取られてきましたが、執行部の皆さんの努力によりまして適切に事務の執行がなされております。今後、感染症の状況がどのような展開になっていくのか分かりませんが、いまだ楽観できるような状況には程遠く、突発的な対策や新たな事業も予想されることから、今後の発生状況や国、県の施策の動向などを注視しつつ、適切な対応をしていただきたいと思います。

また、別の視点からでございますけれども、現在の国内外情勢の動向から、円安や国際紛争などの影響が物価上昇や物品調達などへの不安を生じさせております。これらが本町の行財政運営の様々なところに影響を及ぼすことも予想されます。様々な方面に気を配り、しっかりと情報収集を行うことで、それらの影響が最小限になるよう町政運営に当たっていただきたいと思います。

次に、新庁舎関連についてです。

いよいよ新庁舎の開庁が目前になりました。現在は新庁舎への移転に向けて、備品や文書の管理等、様々な面で適正化、効率化に向けた準備が進められております。移転後におきましても、それらの成果や課題についてしっかりと分析をし、引き続き住民サービスの向上に向け、改善に努めていただきたいと思います。

これから何十年も使用する広川町の新しいシンボルの出発と時を同じくすることができまして、私も大変うれしく思っております。また、町民の皆さんと行政の交流拠点施設として、しっかりと活用されていくことを期待しておるところでございます。

以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案については、11人の委員で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本案については、11人で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計等決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、一般会計等決算特別委員会の委員はお手元に配付しております名簿のとおり決定しました。

日程第8 報告第6号

○議長（野村泰也）

日程第8. 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について。

議案書8ページをお願いします。

報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条並びに第22条の規定により報告を行うものです。

審査委員の審査意見書につきましては、10ページから12ページにおつけしております。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、健全化判断比率等の御説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について御説明いたします。

上段の表になります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率の算定結果について報告します。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計等及び一般会計等に特別会計、公営企業会計を含み黒字及び資金剰余でありましたので、実質赤字額及び資金不足額は生じておりません。よって、比率の表示はされておられません。

実質公債費比率につきましては、前年比0.3ポイント増の8.4%、将来負担比率は前年度より7.5ポイント減の32.2%という算定結果となっております。

いずれの比率につきましても、早期健全化基準を下回っております。

続きまして、下段の表、健全化法第22条の資金不足比率について御説明いたします。

水道及び下水道事業会計いずれも資金剰余でありましたので、資金不足比率は表示されておられません。

なお、本比率につきましては、監査委員の審査に付し、10ページから12ページのとおり意見書の提出を受け、その意見書をつけて議会へ報告させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告については報告のみにとどめます。

日程第9 報告第7号

○議長（野村泰也）

日程第9. 報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、産業課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（井上新五）

報告第7号について説明いたします。

裏面の14ページ、専決処分書をお願ひいたします。

本件は、筑後市の繊維業者を訪問した際、ハンドル操作を誤り、駐車中の車両に接触した事故の案件で、当事者との和解が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定によ

り、損害賠償額の決定及び和解について、令和4年8月8日に専決処分を行っております。

事故は令和4年6月15日水曜日、午後3時15分頃に発生したもので、筑後市の宮田織物に訪問した際、駐車場でハンドル操作を誤り、無人の駐車車両に接触し、相手方車両の右側後方部分が損傷したものでございます。

和解の要旨は、町側の過失10割とし、損害賠償額259,550円を相手側に支払うことで示談が成立しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については報告のみにとどめます。

日程第10 同意第1号

○議長（野村泰也）

日程第10. 同意第1号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

同意第1号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてでございます。

同意第1号

広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について

広川町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、町議会の同意を求める。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

住 所 八女郡広川町大字新代

氏 名 野中 久子

提案理由

広川町固定資産評価審査委員会委員 雨森はつね氏の任期が令和4年9月30日をもって満了するので、その後任者の選任について、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものである。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第1号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 諮問第1号

○議長（野村泰也）

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてのお願いでございます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を推薦したいので、町議会の意見を求める。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

住 所 八女郡広川町大字広川

氏 名 山下 整子

提案理由

本町における人権擁護委員である山下俊子氏の任期が令和4年12月31日をもって満了するので、その後任の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により町議会に諮問するものである。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

日程第12 議案第44号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第44号 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第44号

現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負契約の締結について

現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事
- 2 契約額 1億9,250万円
- 3 契約の相手方 福岡県八女市忠見255番地1
やひめ・大藪特定建設工事共同企業体
共同企業体代表者 やひめ建設株式会社
代表取締役 大石 秀夫

提案理由

現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第2条の規定に基づき町議会の議決を求める。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第44号 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第45号 広川球場ナイター照明改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第45号

広川球場ナイター照明改修工事請負契約の締結について

広川球場ナイター照明改修工事について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川球場ナイター照明改修工事
- 2 契約額 5,720万円
- 3 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字吉常666番地
株式会社高鍋電工
代表取締役 高鍋 和哉

提案理由

広川球場ナイター照明改修工事のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第2条の規定に基づき町議会の議決を求める。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第45号 広川球場ナイター照明改修工事請負契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第46号 広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第46号

広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

市町村の選挙公営は、国の選挙公営に準じて行うこととされており、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行により、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第46号の改正条例案の内容について御説明いたします。

議案書20ページをお願いいたします。

公職選挙法施行令の選挙公営の単価見直しが行われたことに伴いまして、選挙運動用自動車の使用の公費負担額について、本条例の第4条第2号ア中において、自動車の借入契約の1日単価を「15,800円」から「16,100円」に、同号イ中、燃料代を「7,560円」から「7,700

円」に、また、第8条、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額について、1枚当たりの公費負担額の作成単価「7円51銭」を「7円73銭」に、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の1枚当たりの作成単価「525円6銭」を「541円31銭」に、加算額「310,500円」を「316,250円」に改正し、公布の日から施行しようとするものでございます。

21ページから23ページに新旧対照表をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第46号 広川町議会議員及び広川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第47号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第47号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第47号

広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び人事院規則19-0の一部改正に伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第47号の改正条例案について御説明をさせていただきます。

議案書のほうは説明資料の37ページをお開きください。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、男性職員の育児参加や女性職員がさらに活躍できるよう、育児と仕事を両立できる職場環境を整備し、育児休業の取得要件の緩和などを行うものでございます。

今回の改正につきましては大きく3つとなりまして、まず1つ目は(1)の部分です。育児休業の取得回数制限の緩和等になっております。

これまで育児休業は出生後57日間以内に1回取得が可能でしたが、育児休業法の改正によりまして、その期間内にそれぞれ2回まで取得することが可能となりましたので、本条例の第3条第7号により、非常勤を含めて柔軟な休暇取得を可能とする改正を行おうとするものでございます。

あわせて、第3条第5号を削除して、育児休業計画書の申出や3か月の経過期間を不要とし、育児休業を取得しやすくするものでございます。

2つ目につきましては、非常勤職員の子が出生後8週間以内に取得する育児休業の取得要件の緩和でございます。

非常勤職員の子の、いわゆる産後パパ育休を取得しようとする場合には子供が1歳6か月となる日までに任期が残っていることが必要でしたが、条例第2条第3号ア（ア）でその期間を短縮し、57日と6か月間のおおむね8か月間任期が残っている場合に取得できるように要件の緩和を行うものでございます。

3つ目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。

非常勤職員の子が1歳となった以降の育児休業の取得について、保育所等の利用ができない場合には育児休業をさらに6か月と延長が可能であったものが、その期間中、配偶者と交代で育休が取れるように、条例第2条第3号イ、第2条の3第3号、第2条の4により改正を行うものでございます。

議案書30ページから36ページには新旧対照表を、25ページから29ページには改正条例案をおつけしておりますので、その説明は割愛させていただきます。

なお、この改正条例は令和4年10月1日から施行し、附則第2条におきまして、施行日前の取扱いは従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第47号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第48号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第48号 広川町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第48号

広川町町税条例等の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、本条例を一部改正するものである。

内容、詳細につきましては、税務会計課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

それでは、議案第48号 広川町町税条例等の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要となる広川町町税条例の改正のうち、令和4年3月31日に専決処分した部分以外の改正です。

概要につきましては、議案書59ページからの説明資料により御説明いたします。

まず、個人町民税に関する改正です。

第33条第4項と第6項につきましては、上場株式等の配当所得等についての改正です。現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することができますが、公平性の観点から確定申告書の記載によってのみ適用するとされ、これにより所得税と住民税の課税方式が一致することとなります。

第34条の9第1項と第2項につきましては、第33条の改正に伴い、総合課税、または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととする改正です。

第36条の2第1項につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る配偶者特別控除に該当する要件の改正です。合計所得金額の算出方法について、これまでは所得税と同

じ算出方法で行っていましたが、住民税の合計所得には退職所得を含めないとの改正が行われ、あわせて、同一生計配偶者及び扶養親族の判定に当たっても個人住民税における合計所得金額を用いるようになったことによる改正です。

第36条の2第2項と第26条の3第2項につきましては、法律改正に合わせた項ずれの反映と規定の整備です。

第36条の3の2第1項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する改正です。

第36条の3の3第1項につきましては、公的年金等受給者に一定の配偶者及び16歳を超えた退職所得等を有する扶養親族がいる場合、扶養親族申告書を提出する義務の追加と記載事項に配偶者の氏名を追加する改正です。

第53条の7につきましては、省令改正による項ずれの反映です。

附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅ローン控除の適用期間を令和20年度まで5年延長し、令和7年12月31日までの入居者を対象とする改正です。

附則第16条の3第2項につきましては、第33条の改正に伴い、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することとする改正です。

附則第17条の2第3項につきましては、引用条項の削除に伴う規定の整備です。

附則第20条の2第4項と附則第20条の3第4項と第6項につきましては、第33条の改正に伴う申告方式の選択に係る規定の整備です。

附則第25条につきましては、附則第26条の削除に伴う規定の整備です。

附則第26条第1項、第2項につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しに係る規定の整備です。

令和3年改正条例第36条の3の3の改正規定につきましては、昨年度改正され、未施行であった第36条の3の3について、今回改正されることに伴う規定の整備です。

令和3年改正条例附則第2条につきましては、町民税に関する経過措置についての適用区分の整備です。

住民税関係は以上となります。

61ページをお願いいたします。

次に、固定資産税関係について御説明いたします。

第18条の4、第73条の2、第73条の3の改正は、令和6年4月に施行される予定の不動産登記法において、登記所にDV被害者である旨の申出を行った者の登記簿上の住所が住所に代わる事項の場合、市町村への登記済通知書にその旨の事項が記載されることになるため、そのDV被害者の住所が町において発行する固定資産税台帳の閲覧や証明書の交付により第三者に漏れることがないように、登記所から通知された住所に代わる事項を記載する改正です。

附則第10条の2につきましては、償却資産の課税標準額のわがまち特例の割合の変更です。下水道法による下水道除害施設の参酌基準の変更により、特例率を4分の3から5分の4に縮減する改正です。

議案書の42ページをお願いします。

附則の第1条について、「この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。」とありますように、(1)から43ページの(4)までは施行期日を定める旨の内容となっております。

附則の第2条は今回の改正に係る納税証明に関する経過措置について定める旨の内容となっております。

附則の第3条は今回の改正に係る町民税に関する経過措置について、44ページの附則の第4条は固定資産税に係る経過措置について定める旨の内容となっております。

以上で改正の概要説明を終わります。各改正事項につきましては、46ページ以降の新旧対照表を御参照ください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第48号 広川町町税条例等の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第49号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第49号 広川町いじめ防止対策推進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第49号

広川町いじめ防止対策推進条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

福岡県教育委員会作成の「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」が令和3年3

月に改訂されたことを受け、児童生徒の「問題行動」一般から「いじめ」に特化した協議会への移行が求められたことにより、本条例を一部改正しようとするものである。

内容につきましては、子ども課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

それでは、議案書63ページ、64ページをお開きください。

63ページには改正案、64ページには新旧対照表をお載せしております。

広川町教育委員会では、これまで平成24年9月に文部科学省により取りまとめられましたいじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針を受けて、いじめ問題等対策連絡協議会を設置いたしまして、いじめ問題のほか、児童・生徒の問題行動や学校内外の安全確保などについて総合的に取り組んでまいりました。

その後、福岡県において、福岡県いじめ問題総合対策、また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引などにおいて、いじめの問題をより重大なものとして捉えるようになったことから、今回、広川町いじめ問題等対策連絡協議会を、よりいじめに特化した協議会へ移行し、取り組んでいくために本条例の一部改正をお願いするものです。

64ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、一番上の見出しのところで、広川町いじめ問題等の「等」の字を削除させていただいておりますし、第3条第2項の第1号から第4号まで新たに制定をさせていただいております。

なお、現行の第3条第2項第1号及び第3号に記載しております内容につきまして、第1号の小・中学生の問題行動につきましては、八女市・広川町地区学校警察連絡協議会において協議を行ってまいります。第3号のその他小・中学生の安全に係る事項につきましては、通学路安全推進会議などにおいて引き続き協議をしてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

この条例の改正がもうちょっと早くやられてもよかったのかなというイメージがあるんですが、御説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

コロナ禍によりまして、令和2年度、令和3年度と協議会ができなかったこと並びに広川町いじめ問題等対策連絡協議会の規則、それと、広川町いじめ防止基本方針の策定にしばらく時間をいただいたことによりまして少し遅くなりました。もう少し迅速に制定すべきだったかもしれませんが、そういった理由で少し時間をいただいたところです。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第49号 広川町いじめ防止対策推進条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第50号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第50号 令和3年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第50号 令和3年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

議案書65ページをお願いします。

提案理由につきましては、令和3年度の事業年度末に生じた決算剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき処分を行うものです。

議案書66ページをお願いします。

決算剰余金の処分の内容につきましては、当年度未処分利益剰余金70,321,876円のうち、70,000千円を建設改良積立金として処分し、残額の321,876円を翌年度繰越利益剰余金とするものです。

以上のとおり提案いたしますので、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第50号 令和3年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第51号

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第51号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第51号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に134,760千円を追加し、予算総額を9,874,413千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、サーバ機器等統合化事業賃貸借及び保守業務ほか2事業について新たに追加をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、1、臨時財政対策債ほか3事業につきまして限度額の変更をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

10款1項. 地方特例交付金は6,954千円、11款1項. 地方交付税は普通交付税交付額の決定により122,479千円それぞれ増額計上しております。

今年度の普通交付税は1,572,479千円となっており、前年度当初算定額と比較すると約3.6%、54,632千円の増となっております。

15款1項. 国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン対策費国庫負担金を42,119千円、2項. 国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など72,295千円、16款2項. 県補助金は保育所等給食支援事業補助金など4,282千円をそれぞれ増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は財政調整基金繰入金を414,900千円減額しております。

20款1項. 繰越金は令和3年度決算の確定により325,215千円を増額計上しております。

22款1項. 町債は臨時財政対策債発行可能額の決定などにより23,684千円を減額しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算では、現在の職員の配置状況に合わせて、特別会計への繰出金、補助金を含む職員人件費等の補正を行っております。

1 款 1 項. 議会費は675千円を増額計上し、2 款 1 項. 総務管理費は情報化推進事業費など18,645千円、2 項. 徴税費は5,440千円をそれぞれ減額し、3 項. 戸籍住民基本台帳費は個人番号カード関連事業費など3,860千円を増額計上しております。

3 款 1 項. 社会福祉費は3,716千円を減額し、2 項. 児童福祉費は保育所等給食支援事業など5,189千円を増額しております。

4 款 1 項. 保健衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など51,813千円、5 款 1 項. 農業費は肥料高騰緊急対策支援事業など5,372千円、6 款 1 項. 商工費は運送事業者等原油高騰対策支援事業など29,086千円をそれぞれ増額計上しております。

7 款 1 項. 土木管理費は木造戸建住宅耐震改修支援事業など3,911千円、2 項. 道路橋梁費は緊急自然災害防止対策事業など15,066千円、5 項. 下水道費は50千円をそれぞれ増額計上しております。

9 款 1 項. 教育総務費は学校建設基金積立金など28,698千円、2 項. 小学校費、3 項. 中学校費は新型コロナウイルス感染拡大対策費など1,593千円、1,813千円、5 項. 社会教育費は15,435千円をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、総務課関連の補正予算及び全体の職員人件費について御説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

一番上のサーバ機器等統合化事業賃貸借及び保守業務といたしまして、令和10年度までの限度額78,896千円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

予算書5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

1、臨時財政対策債の限度額を92,816千円に減額し、10、LED照明導入事業、11、緊急自然災害防止対策事業（道路防災）、14、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきまして、事業費の見込額に合わせて、ここに記載していますとおり限度額の変更をお願いするものでございます。

予算書の8ページをお願いいたします。

上段から10款1項1目。地方特例交付金及び11款1項1目。地方交付税は、交付額の決定によりまして、それぞれ6,954千円、122,479千円の増額を計上しております。

次に、9ページ中段をお願いいたします。

19款1項1目。財政調整基金繰入金は、全体の財源調整を行いまして、414,900千円を減額計上しております。

その下の20款1項1目。繰越金は、令和3年度の決算額確定見込みにより325,215千円を増額しております。

22款1項。町債については、1目。総務債から10目。農林水産業債まで、先ほど地方債で

説明した内容の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、職員の人件費についてでございます。

給与費明細書を26ページにおつけしております。

一般会計全体では、職員人件費648千円の増額をお願いしております。

内容としましては、4月の人事異動に基づく予算の組替えと、併せて特別会計に支出する繰出金等の補正も行っております。

さらに、会計年度任用職員の人件費、費用弁償等につきましても、採用の実績等に合わせまして補正を行っております。

予算書のほうの11ページをお願いいたします。

2款1項5目、財産管理費です。庁舎建設事業費につきまして、備品購入費から消耗品費へ1,000千円の組替えをお願いしております。

次に、12ページの下段です。

2款1項13目、情報管理費、情報化推進事業費につきまして、管理系サーバ統合化事業の実施時期を見直しまして、20,083千円の減額をお願いするものでございます。

なお、人件費に係る各課からの説明は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

環境課からの補正予算について説明いたします。

予算書4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

広川町指定ごみ袋購入について、令和4年度から令和5年度、限度額11,097千円の追加をお願いするものでございます。

内容につきましては、例年4月に入札、契約しておりましたが、現在、ごみ袋単価の上昇に伴い、議会承認案件となりまして、納品までに期間を要し、在庫の確保ができなくなるおそれがあるため、令和4年度内に入札後、契約し、令和5年4月から販売できるようにするため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

続きまして、子ども課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正の3行目を御覧ください。

小・中学校においてICT教育を行う教職員をサポートする支援員の派遣に係る委託料で、ICT教育の推進を図ります。令和5年度から5年度間の債務負担行為の追加をお願いするものになります。

次に、歳入補正予算について御説明いたします。

予算書8ページをお開きください。

下段のほうになります。

15款2項1目、民生費国庫補助金の4節、児童福祉費国庫補助金1,100千円の増額は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金で、令和3年度繰越分として収納していた補助金を県の事務処理誤りによりまして返還したため、新たに令和4年度分として補助金を計上するものになります。

15款2項4目です。教育費国庫補助金の1節、小中学校費国庫補助金の588千円の増額は、GIGAスクール運営支援センター整備事業に係る公立学校情報機器整備費補助金で、補助率は補助上限金額の3分の1です。タブレット端末運用支援に係るヘルプデスク分の補助となります。

9ページの上段を御覧ください。

16款2項2目、民生費県補助金の5節、児童福祉費県補助金1,907千円の増額は、コロナ禍における給食食材の高騰分を助成する保育所等給食支援事業補助金で、補助率は2分の1となっております。

次に、歳出補正予算について御説明いたします。

16ページをお開きください。

下段のほうになります。

3款2項1目、児童福祉総務費のうち、説明欄、保育所等給食支援事業の3,815千円は、コロナ禍における給食食材の高騰分を町内6つの保育所に助成するため増額するものです。

3款2項2目、児童措置費の説明欄、子育て世帯への臨時特別給付事業費の1,314千円は、令和3年度実績に基づく子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金超過分を精算返納するため増額をするものです。

続いて、少し飛びまして、23ページの下段をお願いいたします。

9款1項3目、義務教育振興費です。説明欄を御覧ください。きめ細やかな教育環境整備事業128千円は、専務的会計年度任用職員報酬の組替えによる減額や、スクールソーシャルワーカーの活動をより円滑に行うため、新たに使用します携帯電話2台分の通信運搬費と備品購入費を増額するものです。

24ページの上段をお願いいたします。

9款2項1目の説明欄の小学校給食費の603千円は、中広川小学校の牛乳用保冷庫が故障し、修繕もできないため購入費を増額するものです。

続いてその下、新型コロナウイルス感染拡大対策費（小学校）の990千円は、3小学校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染防止の観点から密を避けるために増便したバスの借上料等に対し補助するため増額をするものです。

24ページの中段をお願いいたします。

9款3項1目、学校管理費です。新型コロナウイルス感染拡大対策費（中学校）の1,813千円は、同じく中学校の修学旅行においてバスの借上料等を補助するため増額するものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御願いたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について御説明いたします。

予算書8ページを御覧ください。

歳入の補正です。

中段の15款1項2目．衛生費国庫負担金42,119千円の増額、2項2目．衛生費国庫補助金12,122千円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種期間の延長に伴う国庫負担金、国庫補助金の増額です。

5目．総務費国庫補助金のうち203千円の増額は、個人番号カード交付事務に係る補助金、一番下の2,887千円の増額はマイナポイント事業費補助金の増額です。

次に、歳出の補正です。

14ページを御覧ください。

2款3項1目．個人番号カード関連事業費の補正は、カードの申請や受け取り手続、マイナポイントの手続補助に従事する体制を強化するため、補助的会計年度任用職員報酬や人材派遣委託料、合計で1,210千円を増額するものです。

次に、17ページから18ページになります。

17ページの4款1項1目の保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、4回目接種の拡大、オミクロン株対応ワクチン接種の実施による接種期間の延長を見込んで、関連する手数料、委託料、使用料及び賃借料を合計54,241千円増額するものです。

以上で住民課関係の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（丸山英明）

それでは、企画課関連の補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ下段の15款2項5目．総務費国庫補助金のうち、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金55,395千円の増額につきましては、燃料・物価高騰対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る住民への支援事業に充当をするものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算書12ページをお願いいたします。

12ページ下段になります。

2款1項6目．企画費のうち、地域公共交通事業費3,295千円の増額につきましては、路線バスにおける感染防止対策としまして、交通系ICカードを整備する堀川バス株式会社に対しまして関係5市と協調して支援を行うものでございます。その補助金を計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（井上新五）

それでは、産業課関係の補正予算について説明いたします。

歳入補正予算について、まず説明をいたします。

予算書9ページ上段をお願いいたします。

16款2項4目．農林水産業費県補助金につきましては、団体営事業で実施しております古賀井堰に対する県補助金が追加となりましたので、1,700千円を増額補正するものとなります。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

予算書19ページ上段をお願いいたします。

5款1項3目．農業振興費、農業経営収入保険支援事業につきましては、コロナ禍のさらなる長期化や災害等による経営リスクを軽減するため、収入保険制度への加入、継続に係る保険料の支援として6,695千円の増額、次の肥料高騰緊急対策支援事業につきましては、コロナ禍による原材料や輸送コストの高騰などの影響により実施される国の肥料高騰支援事業への上乘せ支援として7,712千円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、5款1項4目．畜産業費、循環型農業等原油高騰対策支援事業につきましては、自然循環型農業の推進を目的に、高騰している化学肥料から牛ふん等の堆肥利用を図るため、堆肥高騰に対する支援として890千円の増額、次の飼料高騰緊急対策支援事業につきましては、飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の支援を進めるため、畜種、飼養頭数に応じた粗飼料等購入相当額の一部支援として、1,885千円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、5款1項5目．農地費、町単独農業用施設整備費につきましては、今年度当初に採択いたしました地元施行に対する補助金に対し、資材単価高騰等の影響により増額となった事業に対する補助額の不足分の補填として442千円を14節．工事請負費からの予算組替えをお願いするものです。

27節．繰出金につきましては、広川防災ダム管理特別会計の令和3年度決算額確定に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額するものです。

予算書20ページ下段をお願いいたします。

6款1項2目．商工振興費、運送事業者等原油高騰対策支援事業につきましては、コロナ禍の長期化による人流抑制に加え、燃油価格高騰によって影響を受けている運送事業者等の事業継続を支援するため、29,900千円の補助金の増額補正、次の4目．観光費、観光施設管理事業費につきましては、旧庁舎の照明機器や空調施設を産業展示会館や逆瀬ゴットン館への再利用に伴う移転工事費として、修繕費からの予算組替えを含め1,956千円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

まず、歳入から説明します。

予算書9ページをお願いします。

16款2項8目．土木費県補助金の675千円の増額は、木造戸建住宅耐震改修支援事業に係る県補助事業分の増額によるものであります。

次に、歳出です。

予算書21ページをお願いします。

7款1項1目．土木総務費のうち、木造戸建住宅耐震改修支援事業の900千円の増額補正は、県補助事業の追加要求に伴う事業費の増額です。

続いて、22ページをお願いします。

7款2項3目．道路新設改良費の9,790千円の増額につきましては、土木災害防止対策で、日吉芥神線につきまして、緊急自然災害防止対策事業にて歩道の整備と併せまして法面整備を行うものでございます。

建設課分の補正については以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

それでは、生涯学習課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書23ページ中段を御覧ください。

歳出予算について説明いたします。

9款1項2目．事務局費、説明欄の学校建設基金積立金30,000千円につきましては、今後の学校建設や大規模改修等に備え、積み立てるものでございます。

続いて、予算書の25ページ中段を御覧ください。

9款5項1目．社会教育総務費、説明欄の公共施設予約システム改修委託料660千円につきましては、9月26日より供用開始します新庁舎の会議室等一般貸出しに伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設予約システムを改修するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

農業経営収入保険支援事業について質問します。

農業共済組合の町との関係ですよね。それと、もし可能であれば経営状況、それと、やっぱりもう一回必要性をしっかりと御説明いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（井上新五）

まず、農業共済組合につきましては、国をはじめ、県、また、近隣の市町村と一緒にあって地域の農業振興に取り組んでいる団体でございます。主にその中で、収入保険関係とか共済事業にも手広く国の支援を活用して実施をされている流れとなります。

あと、経営状況については、大変申し訳ありません、調査しておりませんので、後日、調べて報告させていただきます。

あと、今回の農業経営収入保険の必要性になりますが、この事業については、自然災害や病害虫による収入減や飼料価格の下落、あと、本人の病気などで収穫できなかった場合など、幅広く補償の対象となる国の事業となります。

町としましては、自然災害による農作物の被害、こういったもののリスク軽減を図るため、

収入保険への加入促進を県と一緒に進めているという状況です。

今回の必要性になりますが、国のほうでは地方創生臨時交付金を活用した保険料の補助については、利用していいというような見解を示してあります。また、令和2年度から農林水産省のほうでは全国の自治体へ補助の協力要請支援というのをやっております。広川町では、やはり災害等へのリスク軽減ということで、この加入促進には力を入れなければならないというふうに考えております。近隣の市町村の今回のような支援の状況、こういったものを考えながら、今回、広川町のほうでもやはり支援が必要であるというふうに判断し、今回、補正のほうを上げさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

先ほどの当初の説明だと、コロナの長期化ということであって、今の説明だと、ひょっとしたらもうちょっと長期に及んで、本年度にかかわらずですね、そういうふうな説明に感じたんですけども、そういうふうな切り口からの見込みを説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（井上新五）

支援の期間とかですかね。現段階では令和4年度だけというような形で考えております。以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

14ページ、個人番号カード関連事業費を計上されてありますが、現在の普及率といいますか、発行率といいますか、そこら辺りが分かるなら教えていただきたいと思っております。

それからもう一つが、町としての目標が設定されてあるなら教えてください。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

交付率につきましては、すみません、正確な数値を今持ち合わせておりませんが、人口に対する過半数、50%はただいま8月末ぐらいで超えているような状況でございます。

最終的な目標というのは、国が掲げております100%なんですけれども、100%というのはなかなか難しい数字だと思いますが、先進地でいいますと、都城市あたりは80%ぐらいしているというところで、一人一人の申請と、また、交付の際には御来庁いただいたり、本人限定受取郵便とかで受け取っていただかないといけませんので、すぐに数字が伸びるということではないと思いますけれども、増加に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第51号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第52号

○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第52号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第52号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に47,964千円を追加し、予算総額を2,678,590千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

6款1項. 県負担金は特別調整交付金132千円を増額計上し、10款1項. 他会計繰入金は一般会計繰入金446千円を減額しております。

11款1項. 繰越金は令和3年度の決算確定に伴いまして48,278千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は国民健康保険担当職員人件費など388千円を減額し、6款2項. 特定健康診査等事業費は特定健診担当職員人件費を74千円、7款1項. 基金積立金は国民健康保険財政調整基金積立金を15,560千円、9款1項. 償還金及び還付加算金は令和3年度普通交付金返還分を32,720千円それぞれ増額計上し、10款1項. 予備費を2千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第52号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第53号

○議長（野村泰也）

日程第21. 議案第53号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第53号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に4,661千円を追加し、予算総額を310,109千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

5款1項. 繰越金は令和3年度の決算確定に伴いまして4,661千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金を4,658千円、3款1項. 償還金及び還付金を4千円それぞれ増額計上し、10款1項. 予備費を1千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第53号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第54号

○議長（野村泰也）

日程第22. 議案第54号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第54号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に100千円を追加し、予算総額を31,849千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

4款1項. 一般会計繰入金は3,210千円減額し、5款1項. 繰越金は令和3年度の決算確定に伴いまして3,310千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は一般職給料を100千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第54号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について

を採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第55号

○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第55号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第55号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を1,470千円減額し、また、資本的支出を4,740千円増額しまして、予算総額403,988千円とするものであります。

資本的収支では70,354千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的支出の総係費1,470千円の減額は、人件費の減額によるものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的支出の総係費4,740千円の増額は、人件費の増額によるものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第55号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第56号

○議長（野村泰也）

日程第24. 議案第56号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第56号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を110千円増額し、また、資本的支出を3,600千円減額し、予算総額632,141千円とするものであります。

資本的収支では105,517千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的支出の総係費110千円の増額は、人件費の増額によるものです。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的支出の総係費3,600千円の減額は、人件費の減額によるものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第56号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時38分 散会